

## ICTサービス安心・安全研究会

### 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG

#### 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース（第5回）

1 日時 平成27年12月16日（水） 9：30～10：30

2 場所 総務省講堂（地下2階）

3 出席者（敬称略）

##### ○構成員

新美主査、平野主査代理、北構成員、長田構成員、舟田構成員、森構成員

##### ○総務省

高市総務大臣、松下総務副大臣、輿水総務大臣政務官、太田総務大臣補佐官、桜井事務次官、福岡総合通信基盤局長、大橋総合通信基盤局電気通信事業部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、秋本事業政策課長、竹村料金サービス課長、吉田データ通信課長、湯本消費者行政課長、内藤料金サービス課企画官、渡部料金サービス課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

①取りまとめ（案）

②自由討議

（3）その他

（4）閉会

5 議事要旨

**【新美主査】** 皆さん、おはようございます。

朝早くからお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」第5回会合を開催いたします。

本日、相田構成員からご都合がつかないとのことで欠席の通知をいただいております。会合の冒頭、カメラ撮りがございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

**【渡部料金サービス課課長補佐】** お手元に配付しております資料について確認させていただきます。本日の配付資料は議事次第に記載しております資料1のみとなっております。以上、ご確認をお願いいたします。

**【新美主査】** ありがとうございます。

本日は高市総務大臣、それから松下副大臣、輿水政務官にご出席をいただいております。

まず、開会に当たりまして高市総務大臣からご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【高市総務大臣】** 皆様、おはようございます。新美主査をはじめ、タスクフォース構成員の先生方には、年末ご多用の折、こうして朝からご出席を賜り、まことにありがとうございます。

前回の会合では、これまで明らかになりました論点について踏み込んだご検討をいただきました。そして、本日はいよいよ取りまとめをいただく段階となりました。これまでの構成員の先生方のご議論、そして2回にわたって実施をいたしました事業者及び関係団体からのヒアリングの内容も踏まえた上で、ぜひとも、携帯電話利用者にとってわかりやすく、納得感のある料金とサービスが実現しますように、具体的な方向性についてお示しをいただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

**【新美主査】** 大臣、ありがとうございます。

今日は、取りまとめに向けての議論、最後の議論を深めたいと思っております。

それでは、ここでカメラ撮りの方は傍聴席にお戻りいただくか、あるいはご退室をお願いしたいと存じます。

(カメラ撮り関係者退室)

**【新美主査】** それでは、議事に入りたいと存じます。本日は前回会合でご提案したとおり、取りまとめの作業に進みたいと思っております。

まず、その議論のたたき台としまして、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース取りまとめ(案)」について事務局からご説明をお願いします。

**【内藤料金サービス課企画官】** それでは、資料1につきましてご説明させていただきます。

ます。本資料は第4回の論点の資料に、これまでいただいた主なご意見、それを踏まえた方向性の案をお示しさせていただいております。現状等、論点につきましては、基本的に第4回の資料と同じ内容となっておりますので、変更箇所を除き、説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、まず検討課題①の「利用者のニーズや利用実態を踏まえた料金体系」について、2ページをご覧くださいと存じます。ここの下段に主な意見をお示ししております。まず1つ目が、消費者が自分の利用状況に応じた選択ができるような料金プランの設定が必要。2つ目、端末の販売方法の是正の結果が、ライトユーザーや長期ユーザーに見合った料金プランの提供に反映されることが重要。そして3つ目、料金は自由化しており、行政が具体的にどうするかを指示するのは望ましくないとしております。

続いて、次の3ページですが、こちらはご意見を踏まえた方向性の案でございます。幾つかに分けております。1つ目の(1)、こちらがスマートフォンの更なる普及を図るため、対象年齢や機種を限定して提供されている5,000円以下のライトユーザー向けのプランの価格帯も参考に、年齢や機種を限定せず、ライトユーザーも利用しやすいスマートフォンの料金プランの提供を検討すべき。(2)高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平の是正のため、端末購入補助を受けないスマートフォンの長期利用者等の負担の軽減になるような料金プラン等の提供を検討すべき。3点目ですけれども、ライトユーザーや長期利用者向けの負担を軽減するための多様な料金プラン等の内容は、事業者に委ねるべきでありますけれども、例えば以下のような方策が考えられるとしてございます。(1)のライトユーザー向けのプランの例であるとか、(2)の長期ユーザー等に向けたプランの例を例示としてお示ししております。続いて(4)事業者の提供する料金プラン等が利用者の利用実態に合致し、不公平の是正となるものであるかについて、総務省において、事業者に報告を求めて、事後的に検証すべきとしております。

こちらが検討課題①にかかるご意見と方向性の案となっております。

続きまして4ページにお進みいただければと存じます。こちらが、検討課題②の端末価格からサービス・料金を中心とした競争への転換の現状でございます。こちら、1つ目のところで、前回、相田構成員より、フィーチャーフォン時代には、各社がそれぞれのメーカーのインセンティブを確保してきたけれども、スマートフォンの時代になり、同じような端末を販売する現状になったため、構造が変わってきた旨の追加をしてはどうかというご意見をいただきましたので、1つ目のところに追加をさせていただいております。

次の5ページが論点となっております。ここは基本的に前回とは変わっておりませんが、論点の数が多いということですので、若干、小見出しをつけさせていただいております。

続いて6ページに移っていただければと思います。こちらが主なご意見です。まず、②-1の総論として幾つか書いてございます。1つ目が、大手携帯電話事業者が多額の販売奨励金を出して端末を安く提供することが、規模や財力の面でそのようなことができないMVNOの普及の妨げになっているのではないかと。2つ目、端末と通信契約の一体的販売は、端末購入者には高額な割引があり、購入しない者にはないため、著しく不公平であることに加え、MVNOにとって競争上の不利になっており問題。3つ目、MNPをして端末を購入する者と既存の利用者で機種変更をする者の間で、著しい不公平があるのは問題。4つ目、海外の事例では、端末の初期費用と通信料金が連動して、安く端末を買う利用者は高い通信料金を支払っているものや、端末は端末、通信プランは通信プランとなっているものもあり、日本より公平。5つ目、販売奨励金の行き過ぎたところを是正し、その削減分をライトユーザーに充当するようなことが、事業者において自主的にできればよい。

次に、②-2としております、適正化のための取り組みでございます。1つ目が、料金については、これまでの規制緩和の流れもあり、今回新たに規制を入れるということは良くないということ。2つ目が、販売奨励金そのものに規制をかけるのは難しいのではないかとのご意見。3つ目、通信料金の割引などの見直しを、事業者団体が行うと、独禁法上のカルテルに当たり問題。行政の働きかけを受けて個々の事業者が自主的に判断すれば問題ない。最後、4つ目のご意見が、独占禁止法や予見可能性の観点から、行政がどのように事業者に働きかけるのかも論点であるというご意見をいただいております。

続きまして7ページ目が、量が多いので、主な意見の2ページ目です。②-3がMNPへの影響です。こちらについては、行き過ぎたMNPによる顧客獲得競争を弱め、「端末価格からサービス・料金を中心とした競争」を目指すべきとのご意見をいただいております。

②-4、型落ち端末の取扱いについては、型落ち端末に対する補助の論点は大きな問題。通常の端末と同じでなければならないとすると古い端末が売れなくなり、代理店は大手携帯電話事業者から買えないし、大手携帯電話事業者はメーカーから買えなくなってしまう。

②-5、利用者への透明性確保については、料金プランの透明化が、端末価格へのキャッシュバック競争からサービス料金競争への環境整備として欠かせない。

最後、②-6で、その他として、2年間の期間拘束契約で自動更新しないものができ

ば、著しい端末購入補助はできなくなるのではないかといったご意見を掲載させていただいております。

これを受けまして、8ページの方向性の案でございます。項目が多いので7項目ございます。1項目目ですけれども、スマートフォンを「実質0円」にするような高額な端末購入補助は著しく不公平であり、MVNOの参入を阻害するおそれがあるため、不公平を是正する方向で補助を適正化する一方、端末購入補助を受けない利用者の通信料金の負担の軽減に取り組むべき。

2つ目、行き過ぎた端末購入補助の適正化については、例えば、MNPをして端末購入をする者と新規契約・機種変更する者との間で著しい差があることや、料金プランによらずに一定額の端末購入補助となっていること等を見直すことが考えられる。

3つ目、発売から期間が経過した、いわゆる「型落ち端末」などについて、端末購入補助の適正化の取組の対象とすることは、端末の流通に与える影響が大きいと考えられるため、その扱いについて配慮すべき。

4つ目、端末購入補助の見直しについては、一定のルールに沿った事業者の取組を促す必要があることから、事業者間のカルテルや再販価格拘束を誘発しないように留意しつつ、総務省において、ガイドラインの策定を検討すべき。

5つ目、端末購入補助の見直しについて実効性を確保するためにも、総務省が事業者の取組を検証できるよう、必要な措置を検討すべき。

6つ目、利用者がニーズに合わせて通信サービスと端末を自由に組み合わせて利用できるようにするため、2年間の期間拘束契約の見直しやSIMロック解除の着実な実施などによる、利用者の囲い込み施策の見直しを引き続き促していくべき。

最後、7点目ですけれども、端末購入を条件とした通信サービスの料金割引や通信サービスを解約した際の端末に関する負担について、利用者が理解して契約できるよう、総務省において、ルールの整備などをすべきとしております。

続きまして、9ページ目から検討課題③でございますけれども、ページを飛んでいただいて10ページ目、こちらがMVNOサービスの低廉化・多様化を通じた競争促進にかかわる主なご意見となっております。ここも幾つか論点がございましたので、枝番号と小見出しをつけさせていただいております。

③-1、接続量の水準については、高いという意見とそうでないという意見がある。

③-2、MNOの機能開放等については、加入者管理機能の開放を含め、MVNOが品

質面でMNOと競争できる体制の推進が必要。

③-3、MVNOの事業展開については、2つご意見をいただいております。MVNOはスーパーやコンビニと連携するなど、地方でも店舗を拡充することが望まれるのではないかと。一方で、MVNOが低料金で提供できるのは、MNOと同様のコストをかけていないことによるものだが、MVNOも厳しい競争に入っており、その中で利用者から選ばれようとする戦略を考えていかなければならない。

③-4、その他としておりますけれども、こちらは中古端末に関するご意見でございます。日本では、端末割引や買換え時の下取りにより、端末の中古市場が小さいけれども、中古市場が大きくなれば、MVNOも利用しやすくなるのではないかとといったご意見を頂戴しております。

これを受けた11ページ目が方向性の案となっております。まず1点目、接続料については、改正電気通信事業法に基づき、その算定方法等を定める省令・ガイドラインの整備を着実に進め、引き続き、適正性・透明性の向上を図るべきとしております。

2点目、MVNOのサービスの多様化を可能とする加入者管理機能について、ガイドライン上「開放を促進すべき機能」と位置づけることによって、事業者間の協議を加速すべき。

3点目、MVNOと携帯電話事業者の顧客管理システムのオンライン連携について、早期の実現を促すべき。

4点目、MVNOの更なる普及を図るためには、MVNO自身が、大手携帯電話事業者との差別化を図りつつ、より多くの利用者から選ばれようとする戦略をとっていくことが望まれるのではないかと。

5点目、利用者の選択肢をさらに拡大する観点から、行き過ぎた端末購入補助の適正化と相まって、中古の端末市場の発展が望まれるとしております。

以上、これまでいただきました主なご意見と、それを踏まえた方向性の案をお示しさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からのご説明について、ご質問、あるいはご意見がございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。長田さん、どうぞ。

【長田構成員】 意見になってしまいますが、今回整理をしていただいた現状、それから方向性等につきましては、これまでいろいろな場で私を含め、いろいろな方々が課題だということで指摘をしてきたものが整理をされているのだと思っています。ずっと私はユーザーのニーズに合った通信の料金体系ができていないということを申し上げてきておりまして、例えば3ページの方向性のところを見ますと、ライトユーザーも利用しやすいスマートフォンの料金プランの提供を検討すべきとあります。この点は本当に検討すべきで、検討した結果が重要だと思っています。どのぐらいの料金で提供していただけるのかというところが非常に課題だと思っています。今回、こういう機会をいただいて、これらがきちんと整理をされたということは、本当に何歩も進んだことだと思いますけれども、今すぐに料金がどのぐらい安くなるのかという課題がここに出ていないということは、様々な事情があることだということは推察しておりまして、3ページの(4)にあります、報告を求めて、事後的に検証するところを、このタスクフォースの役割でもある安心・安全研にきちんと公開の場でそういう報告や検証の結果も出していただいて、今後も我々としてもそこは見ていくというような仕組みをぜひ実現していただきたいなと思っています。

【新美主査】 ありがとうございます。

いわば最後の3ページの(4)のところ、きちんと実効性確保の手立てを考えてほしいということだと思います。他にご意見ございましたらよろしく申し上げます。森さん、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。

確認ですけれども、8ページです。端末価格からサービス・料金を中心とした競争への転換というところですが、ここもやはりどのように高額な端末購入補助を是正して、利用者の料金の負担軽減につなげていくかということ、その方策が重要だと思います。それについては8ページでは(5)ですか、端末購入補助の見直しについて実効性を確保するためにも、総務省が事業者の取組を検証できるよう、必要な措置を検討すべきとありますが、一応ご確認なんですけれども、問題は、(1)に書いていただいているように、不公平な端末購入補助を是正する、適正化する一方、補助を受けない利用者の通信料金の負担の軽減という、この2つなので、この(5)の端末購入補助の見直しについて実効性を確保するためにもということには、不公平な端末購入補助の是正と、購入補助を受けない利用者の料金の負担の軽減の両方が含まれているという趣旨でよろしいでしょうか。

【新美主査】 では、事務局、その点を明確にしてください。

【内藤料金サービス課企画官】 今おっしゃった負担の軽減の検証につきましては、結論としては含まれるのですが、整理の都合上、検討課題①の3ページの(4)に含まれているので、今の8ページでは改めて記載はしていないという整理になっております。つまり、全体として、総務省としてはそこも含めて検証させていただくべきという形の整理となっているのですが、整理の都合上、3ページにその内容が含まれていて、8ページでは端末購入補助の見直しについての部分が記載されているという形となっております。

【森構成員】 わかりました。ありがとうございました。

【新美主査】 よろしいでしょうか。

森さんのおっしゃったことについては、必ず実効性確保の措置を講ずるということですね。記載の場所が違うというだけで。

他にございましょうか。北さん、お願いします。

【北構成員】 まず、全体の話なのですが、さっき長田さんからもありましたが、業界の不透明、不健全、不適正な販売を改めるべきということは、これまで総務省で何度も何度も議論されてきたのですが、自主的に取り組んでくださいという中ではなかなか是正されてこなかった。今回、首相のご発言及び、毎回、総務大臣、副大臣が出席される会合が開催されたことによって、今までにない踏み込んだ方向性をしっかり打ち出せたということとは非常に意義深いことだと思います。

ただ、8ページの内容を見ても、まだまだ大きな方向性を示しただけで、「ガイドラインの策定を検討すべき」とあるように、この方向性が本当に実効性を持つかどうかは、まだまだこれから詰めなければいけないことが山ほどあると思います。特に8ページの(3)ですね。型落ち端末についてどうするのかということは、これらの取組をどのタイミングから行うかということも影響します。つまり、例えば極端な話、年度末商戦はいつも“お祭り”になるのでその前から、型落ち端末までゼロをもぐってしまうような安売りは控えなさいということになれば、在庫の山になってしまいます。では新品、新機種だけを対象にするのか、では新機種の定義は何ですかといった、非常に難しい問題があると思います。

ただ、私はできるだけ早く着手したほうがいいと思いますので、段階的に取り組んでいくことを考えたほうがいいと思います。最終的には型落ち端末についても著しく高額な端末補助はするべきではないと私は考えていまして、それをやらないと、結局中途半端で、また「元の木阿弥」になってしまうのではないかと思います。とはいえ、ただちに型落ち

端末までということは難しいでしょうから、例えば、次の夏モデルからとかですかね。そうすると、夏モデルの調達の数から通信事業者は調整し始めるはずなんです。今までよりも端末の調達数を適正化していく、つまり、型落ちになったときも値引きに限度ができますので、それでもしっかりと売り切れるぐらいの端末を調達していくという調整を、調達のと時からできるようにしないと、事業者さんとしても困ってしまうと思います。そういう多段階のステップを踏んだ取り組みを促していくということを、ガイドライン等でこれから作っていただきたいと思います。

それから、8ページの(5)です。「実効性を確保するために取組を検証できるよう、必要な措置」とは、具体的にどういうことなのかということですが、1つは、ミステリーショップだと思います。量販・併売も含めて定期的に誰かが、総務省からの委託か何かで店頭に行って、実際に消費者に実質幾らで端末が販売されているのかをチェックする。例えば、月々サポートやMNPのりかえボーナス、端末購入サポートなど、通信事業者さんからユーザーにダイレクトに端末補助を行う広義のインセンティブだけではなく、代理店さんにもろもろの名目で渡っていく多岐にわたる手数料を、代理店さん自らかき集めて端末価格の値引きに充てるという、2段構造になっていますので、最終的にユーザーに実質幾らで端末が売られるのか、実質マイナス幾らで端末が渡るのかということは、個々の現場をチェックするしかないのです。したがって、ここは抑止力としてミステリーショップを検討していく必要があると思います。やるよ、やるよと言ってやらないというもの、まあ一つの手ですけどね。ただ、予算取っちゃったらやらなきゃいけないですが。

これに加え、ちょうど今パブコメが出されています、改正電気通信事業法の消費者保護にかかる省令等の改正に関しまして、書面交付の義務や代理店への指導等の措置義務が今回盛り込まれました。代理店が適正な販売をしているかどうかを通信事業者がチェックする義務を負うというところに、通信事業者からの手数をどのように代理店が使って端末価格を下げているのか、ここは再販価格拘束との非常に微妙な問題があるので後で舟田先生に教えていただきたいのですが、それをまずは通信事業者がしっかり指導することに加え、総務省がミステリーショップ等でチェックする。このダブルチェックが必要だと思います。

また、書面交付の義務というものもあります。実際にどんな項目を一覧性をもって必ず渡さなければいけないのか、そのフォーマットについて、これから検討されるころだと思いますので、8ページの(7)の通信サービスの料金割引について、元々は幾らで、例

例えば毎月割、何とかサポート、何とかキャンペーン、それによって幾ら端末が安くなり、通信料金が毎月、最初の1年は幾ら、1年でキャンペーンが終わるものがあれば13カ月目から高くなりますから幾らになり、2年経つと2年縛りが明けて幾らになります、といったことがわかりやすく説明されるべきだと思います。書面交付義務ともリンクをしながら、透明性のある料金体系、消費者にとってわかりやすい業界になってほしいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

北さんの意見は、ここではあくまでも大枠が決まっただけで、実効性を保つためにはまだまだやるべきことがあるということのご指摘で、それは多分、親会のほうでもう少しきちんと言ってくれというご意見だと思います。

他にご意見ございましたらお願いします。舟田先生、何かご意見ありましたらよろしくお願いします。

【舟田構成員】 こうやって取りまとめ案が出された段階ですから、細かいことはコメントを控えたいと思いますけれども、今、皆さんがおっしゃったように方向性が示された。しかし、それを具体的にどういう形でルールとして、あるいは基準として出すかについては今後委ねられたと理解しています。

私もこの何カ月か、もう少し踏み込んだルールなり基準をこの場で出せないか考えたのですけれども、やはりなかなか難しいと思いました。それは前回も言ったことですが、これはいわば内容と手続に分けるとしますと、内容としては、この全体の方向性はあちこちに出ているのですけれども、公正な競争を実現するというのが目標ではなかったのかと思います。公正な競争というのは、電気通信事業法の第1条に公正な競争を促進するということが入っていますが、他の事業法で公正な競争を促進するというのが入っているのは、多分、電気通信事業法とかつての道路運送法だったんですけれども、独禁法は公正かつ自由な競争と同じですが、競争はもちろん自由競争でなければいけないということで、自由競争のほうはわかるのですけれども、公正な競争とは何か、何がフェアかというのは、どの国でも苦労しているところであるわけです。

例えば、このタスクフォースの名前を見ますと、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」、これは何を言っているのかといいますと、本体の料金とそれに付随する様々なそれ以外の割引とか各種「還元」サービスとか、そういうものを分けて考

えるということが大事だということだろうと思います。

あるいは、前回からペーパー4ページあたりですね。4ページの、表題は検討課題②とあって、「端末価格からサービス・料金を中心とした競争へ」となっています。これはどうということかといいますと、先ほどのように、サービス・料金、本体の通信サービスの品質なり本体の料金が大事であって、その他の提供条件、例えば端末を買うならばというような提供条件はいわば付随的条件として区別すべきだ。本体の料金のほうでなるべく競争してほしいということだろうと思います。これはドイツ法では昔から、主たる給付と付随的給付という区別をするのですけれども、民法の先生の前で恥ずかしいのですけれども、主たる給付というのは通信サービスを提供し、そのサービスの料金を受け取る。あるいは端末を売ったら、その端末の料金を受け取る。それに対して付随的給付というのは、これこれすればこうしますという、ぴらぴら部分ですね。これは特に今回の3大寡占企業が並び競い合うというような寡占市場では主たる給付、つまり本体についての競争がどうしても斉一化してしまうものですから、付随的給付、それ以外の部分で競争するということがどうしても寡占市場で行われるようになるわけです。以前、言ったかもしれませんが、昭和40年代までの新聞、朝毎読3紙の競争というのはまさにそれで、料金は全く同一。それで拡材と言われる景品で競争するということになったわけです。

ここでは景品ではありませんが、いわば本体である給付以外の面で競争するというところに力が入り過ぎるというのはやはり公正な競争という点から見て問題だろうと。何が問題かといいますと、第一に、消費者の適正な判断、あるいは冷静な判断をゆがめるといいますか、どうしてもそっちにつられる。ああ、あれで1万円もらえるのかという形で、消費者の判断をゆがめるおそれがある。第2に、この場でも出ていますが、結局、過大な付随的給付に耐えることができるのは、やはり資本力のある大企業で、中小企業はその面では到底太刀打ちできない。MVNOのことについて、今回の取りまとめ案でも出ていますけれども、そういう2点から、公正な競争という理想から離れてくるんじゃないかということであると。

販売奨励金も最初のころ、一種のリベートだということを言いましたけれども、リベートもいわば付随的給付で、これが肥大化するというのはいろいろな意味でよくないのです。しかし、以前も言いましたように、韓国のように上限を設けるかというのは、なかなか私は難しいような気がいたしました。その他、提供条件について、何か数値化したものがないかというのもやはり難しい。そういう意味ではやはり引き続いて今後のルールを整

理などに委ねざるを得ない。今回はそういうことで一定の方向性を示し、あるいは最初に長田さんがおっしゃったような消費者の適正な利用に沿った提供条件という理想を出したということでもいいのではないかなという気がいたしました。

長くなりましたけれども、もう1点だけ、今回私も、この一、二週間、型落ち端末のことを考えていたのですけれども、これは難しいですね。先ほど、8ページの(3)では、型落ち端末は、端末購入補助の適正化の取組の対象とはしないとは書けないので、やはり対象とすべきだと思いますけれども、しかし、画一的に同じ扱いをすべきだというのは、これはまた反論が大きい。そもそも型落ちが起きる原因は明らかで、メーカーが1年に一遍、新製品を出す。いわばそれによって古い製品を人為的に、よく陳腐化と言いますけれども、別に陳腐なものになっていないんですけれども、陳腐化したと思わせるというマーケティング、これはいろいろなところでももちろん見られるわけですが、これはユーザーにとってはある意味では迷惑な話で、例えば、ウインドウズだって、まだ私は7を使いたい。どうしても7を使いたいのもものすごく苦勞しているのですけれども、しかし、とにかくウインドウズ10にしてくれしてくれとうるさく言うてくる。いずれにしても、ユーザーから見れば、メーカーの毎年の新製品に乗っかるのはどうかという問題もありますし、また、行政としても、メーカーのそういう新製品発売マーケティングにそのまま乗っかって、新製品だけを対象とするというのもいかがかと思います。

これは難しい問題ですけれども、今後の動向を見ながら検討すると。私はそれしか言えないのですけれども、北さん、もう少しありましたら、これ。ただ、中古市場はぜひこれは育成の方向を示してほしいと思っています。それが型落ち端末の適正な流通といいますか、値段に影響するのではないかと思いますから、中古市場の育成ということをぜひ考えていただければと思います。

**【新美主査】**      ありがとうございます。

確かに型落ち端末というのはどう処理するのかというのは難しい問題だと思いますので、今後の重要な検討課題になっていくと思います。

それでは、平野さん、お願いします。

**【平野主査代理】**      皆さんのお話をいろいろ伺ってきました、やはり8ページ目が一番大きなまとめというか論点になってくると思います。例えば、(6)とか(7)というのは、実はこれ、従来からずっと、大体この構成員の人はかぶって、10年近くやってきた話ですよというのをまず押さえていただいて、その中で、今回の首相のご発言が、ひとつ促進

をするきっかけになったと。我々、10年かけてなかなか打破できなかった。例えば、(6)というのは非常に重要で、いわゆるロックイン効果、囲い込みのために自由な選択ができなくて、そして寡占市場だからなかなか本当の役務の質の向上につながらないという、何とかしてここを直そうとしてきたけど、なかなかできなかったと。今回、この料金の問題をきっかけに、もう1回(6)を入れていただいて、(7)も同じで、本当に消費者が自由な選択をしているのかと、これもずっと取り組んできて、これをもう1回入れていただいて、これは非常に再認識を、特にマスコミの方がいっぱいいらっしゃるので、ぜひともここは報道していただきたいところでございます。

それから、舟田先生と北先生がおっしゃったように、詳細設計は確かにこれを見ると、今後の話ですけれども、ただ、大分前進があったのではないかと。今、舟田先生がおっしゃったように、また、北先生がおっしゃったように、型落ちの端末という問題があると。実質ゼロ円というのがあるんだけど、高額端末じゃなくて、もしかしたら型落ちを安く売るといふ、これは普通の競争でやっているようなことかもしれない。今、結局、大臣が最初におっしゃられた透明性がないということから、本当の価格は何なんだろうか、市場価格は何なんだろうか、フェアマーケットバリューは何かというのがわからないためにどうもおかしな感じが出てくるかもしれない。今回のこの取りまとめ、透明性を高めましようというところが非常に出てきていると思うんですね。例えば、6ページの今までの論点ですけれども、その中の上から4番目のブレットポイントですね、海外では端末と料金が分かれて、ちゃんとわかりやすいようになっていますよね、選択が、ということだとか、7ページ目の下から2段落目ですよね。料金プランの透明化というものがサービス料金競争への変化に欠かせないのではないかと。舟田先生からのご意見だったと思いますが、こういうところ、やはり透明性が非常に必要だということが本当に具体的に明らかになってきた。これを今後、ガイドライン等々で詳細設計に課していくというものが出てきたというのは非常に大きな進歩ではないかと思えます。

それから、今の舟田先生のお言葉にありました、新品を出し過ぎというのは、ここに入っていないんですけど、おそらく消費者保護の問題から持続可能性というのが今の消費者行政、非常に重要になってきていると思うんですね。そうすると、その持続可能性の社会を考えると、あまり新品を出し過ぎても資源の無駄ではないかなという視点も結構これは重要かもしれない。そうすることによって、舟田先生ご指摘の、在庫が増えちゃって、型落ちがいっぱい増えるという問題の解決につながるかもしれない。ちょっとそんなところを思い

ましたので、ご参考までに意見を申し上げました。

【新美主査】 ありがとうございます。

他にご意見。長田さん、お願いいたします。

【長田構成員】 これはほとんどお願いなのですがけれども、今回、このタスクフォースに参加させていただいて、いろいろメディアの報道もいっぱいあり、私がいろいろな思いがけない方々もすごく強い関心をこの課題に寄せておられて、期待とか、頑張ってくださいというエールもたくさんいただきました。そういう中で、その皆さんたちが心の中できちんと思っていることというのは、キャリアは儲かっている、収益を上げているじゃないかということだと思います。今後、スマートフォンとか携帯とか、こういう通信の世界というのは本当に我々にとっての重要なライフラインで、ますます存在価値は上がっていくものだと思います。これだけ期待がすごく大きくて、みんなも利用していこうと思っているものに対して、いろいろ今回、仕組みの検証がありましたけれども、三大キャリアの皆さんには、それぞれの各社の工夫でユーザーに向けてわかりやすく透明性があって、そして納得感のある料金サービスをいち早く、その体系を作っていただきたいなと思っております、それが進めば、本当は一番いいのではないかなと思います。

【新美主査】 ありがとうございます。

他にご意見ありますでしょうか。

ただ今、長田さんのおっしゃったことは重要な点だと思います。今回のタスクフォースは、公正な競争という、ある意味で一つの大目標の外枠を示したということになるろうかと思えます。その外枠の中で、では、具体的に何が公正な競争なのかというのは、これは通信事業者が自ら提案して、それを消費者に納得してもらって進めていくという構造になっていくのだと思います。前から申し上げていましたが、これだけ進展の急速な領域において、画一的にこれがあるべきだということを定めるのは非常に困難であります。ですから、最先端にいる事業者と、そしてそのサービスを楽しむ消費者の双方が何をもって公正とするのかというのを常に緊張関係を持って模索していくという仕組みが必要だと思います。今回のタスクフォースはそのための1つの枠組みを提示できたとは思っておるわけであり

ます。

従来ですとどちらかという行政に聞けばこれでよしという雰囲気が強かったわけですが、今度は、事業者の皆さんに自らが公正なものは何かというのを提示していただくというのがタスクフォースのこの取りまとめの最後の狙いということになるろうかと思

ています。

メンバーの皆さんからも、そういう意味では、着実な観点からご意見をいただいたのではないかと考えております。

他に、何かご意見があればと思いますがいかがでしょうか。

それでは、これまでのご議論を踏まえた取りまとめ案、方向性の案につきましては、格別の付加的なご意見はなかったと思います。北さん、どうぞ。

**【北構成員】** すみません、1点だけ。今日の方向性案が出されて、そして、たくさんの記者の方がいらしているので、どういう報道をされるかなとちょっと危惧しているところがあります。8ページの一番上のところ、「スマートフォンを「実質0円」にするような高額な端末購入補助は著しく不公平で、見直しについて是正」と書かれたことを受けて、もうゼロ円端末がなくなる、あるいは端末価格が高騰する——高騰といたって、もとの値段が安すぎるわけなんですけれど、イチ・ゼロで報道される者が出てくるのではないかなど。全然そうではないということを、ここで私が言うのも何ですけれども、おそらく誰もそんなことを想定していませんので、そういう報道をされないことを願います。ゼロ円をくぐるような著しく高額な端末補助によって端末がゼロ円で買えるということにみんなが慣れてしまっているということがあって、それが当たり前だと思われているんですが、当たり前じゃないんですよ。これは世界的に見て異常なのです。それをもう少し是正しましょう、ということなのです。ただ、この提言のどこを読んでも、どれぐらい是正されるのか、どのぐらいの端末価格になるのかは一切読み取れないということだけで、過剰に反応されることはやめていただきたいと思います。

加えて、そういうことを書かれると、店頭では「端末価格が上昇するから今がチャンス！」みたいな、既にそんな売り方が始まっているという報道もされています。去年の3月がそうでした。4月からキャッシュバックがなくなるということで、駆け込み需要が発生しました。今回はそういうことがないように、おそらく段階的に端末価格が適正化されていくでしょう。もちろん事業者さん自身にも、市場に対してあまり大きな影響を与えないような取組を考えていただき、徐々に徐々に、数年かけて適正な端末価格になっていくという、そのプロセスの始まりというふうにぜひ捉えていただきたいと思います。

**【新美主査】** ありがとうございます。

非常に実務に目を配った上でのアドバイスといたしますか、助言だと思いますし、報道機関の方に対するお願いであると思います。

北さんがおっしゃったように、1・ゼロで、一気に実施するということになりますと、マーケット自体を攪乱することにもなりかねません。賢明なビジネスという観点からは、事業者の皆さんがそういうことはなさないと思っておりますので、その辺はぜひご考慮いただきたいと思っております。

この取りまとめの案は、今後に向けての、ICTサービス安心・安全研究会への宿題を随分たくさん課しているということは、皆さんおっしゃるとおりであります。ただ、この案につきましては、現時点ではこのようにまとめておくという点でご了解いただいたかと思っておりますので、このお手元の資料を、このタスクフォースの取りまとめとしたいと、「案」を取りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なしの声あり」)

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、最後に高市大臣からご挨拶をいただきますので、その前にカメラ撮りの方はスタンバイをお願いいたします。

それでは、大臣、よろしくをお願いいたします。

**【高市総務大臣】** 失礼いたします。

第1回の会合が10月でございましたから、本日までの間、大変タイトなスケジュールの中で、新美主査はじめタスクフォース構成員の先生方には大変真剣なご議論を賜りまして、ありがとうございます。会合が開かれている日以外にも、先生方が、常にさまざまお考えいただき、検討をいただいたことを知っております。改めて感謝を申し上げます。

本日、お取りまとめをいただきました。1つは、ライトユーザー、長期ユーザーの負担軽減ということ、それから、端末販売の適正化ということ、また、MVNOのサービスの多様化ということ、こういった事柄につきまして方向性をお示しいただきました。先ほどからご議論に出ていますけれども、実効性が重要でございます。方向性を示していただきながら、これまでと同じというわけにはまいりませんので、総務省といたしましては、速やかに政府としての対応方針を策定いたします。

私どもの目的は、やはり生活インフラとしてのスマートフォンが、さらに多くの方々に使っていただきやすくなるということ、そして競争の質を変えていくということでございます。サービスや料金の面で、多様性があるってわかりやすくていいなと思っていただいて、国民の皆様が安心して、より多くの方が携帯電話を使ってくれる、そのような姿を目指しながら、しっかりとした方針を策定して取り組んでまいります。

このタスクフォース開催に当たりましては、構成員の先生方はもちろんでございますけれども、ヒアリングにご協力をいただきました事業者の皆様、関係団体の皆様、そしてこうしてたくさんの方がオブザーバーとして参加をしてくださいましたが、全ての皆様に大臣として感謝を申し上げ、そして実効性の確保、今回の検討を無駄にせずに取り組むという決意を申し上げましてご挨拶いたします。本当にありがとうございました。

**【新美主査】** 大臣、どうもありがとうございます。

大変心強いお考えをお示しいただきました。我々タスクフォースのメンバーといたしましても、みんなで議論を深めてきたかいがあると思っております。

以上で第5回のタスクフォースを終了いたします。これまで、短い期間ながらも非常に深い、しかも熱心なご議論をいただきましたことを心から御礼申し上げます。どうもありがとうございました。